

変更認可申請書の本文を以下のとおり補正する。

頁	補正前	補正後
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名	変更なし	変更なし
2. 変更に係る事業所の名称及び所在地	変更なし	変更なし
3. 変更に係る特定廃棄物管理施設の区分並びに設計及び工事の方法	区分 廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 計測制御系統施設 放射線管理施設 その他廃棄物管理設備の附属施設 気体廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設 その他の主要な事項 設計及び工事の方法 <u>別紙</u> のとおり。	区分 廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 計測制御系統施設 放射線管理施設 その他廃棄物管理設備の附属施設 気体廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設 その他の主要な事項 設計及び工事の方法 <u>別紙</u> <u>1</u> のとおり。
4. 工事工程表	—	4. 工事工程表 工事工程表 <u>別紙 2</u> のとおり。
5. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	<u>4. 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する事項</u>	5. 設計及び工事に係る品質 <u>マネジメントシステム</u> 「原子力施設の保安のため

	<p>(1) <u>品質保証の実施に係る組織</u></p> <p>(2) <u>保安活動の計画</u></p> <p>(3) <u>保安活動の実施</u></p> <p>(4) <u>保安活動の評価</u></p> <p>(5) <u>保安活動の改善</u></p> <p><u>品質管理の方法及びその検査のための組織別紙のとおり。</u></p>	<p><u>の業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</u>」(令和2年原子力規制委員会規則第2号)の規定に適合するよう令和2年4月22日付け令02原機(大安)022をもって届け出た保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて策定した「<u>廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</u>」(QS-P08)別紙3により、<u>設計及び工事の品質管理を行う。</u></p>
<p>6. 変更の理由</p>	<p>5. 変更の理由</p> <p>平成25年12月18日に施行された新規制基準として、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の改正、<u>特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の改正、特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準</u></p>	<p>6. 変更の理由</p> <p>平成25年12月18日に施行された新規制基準として、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の改正、<u>特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の改正、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の制定に伴い、固体廃棄物減容処理施設の設置に係る設計及</u></p>

	<p>に関する規則の制定に伴い、 <u>固体廃棄物減容処理施設の設置に係る設計及び工事の方法の認可申請書の記述を変更する。</u></p>	<p><u>び工事の計画の認可申請書の記述を変更する。</u></p>
	<p>6. 分割申請の理由</p> <p>新規制基準に基づく廃棄物管理事業変更許可に係る特定廃棄物管理施設の変更は、以下のとおりである。</p> <p>廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請の対象は、新たに設置又は更新する設備や追加の工事を伴う設備に加え、設計の変更を行う全ての建家等のほか、新たに規制の対象となる設備であり、廃棄物管理事業変更許可申請書の「廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類」で示した建家等である。</p> <p>設工認対象の廃棄物管理施設は、別表の「設工認の分割申請」に示すとおり 19 の施設で構成され申請内容も多岐にわたることから、新規制基準</p>	<p>（添付書類Ⅶに示す。）</p> <p>新規制基準に基づく廃棄物管理事業変更許可に係る特定廃棄物管理施設の変更は、以下のとおりである。</p> <p>廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請の対象は、新たに設置又は更新する設備や追加の工事を伴う設備に加え、設計の変更を行う全ての建家等のほか、新たに規制の対象となる設備であり、廃棄物管理事業変更許可申請書の「廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類」で示した建家等である。</p> <p>設工認対象の廃棄物管理施設は別表－1 の「設工認の分割申請」に示すとおり 19 の施設で構成され申請内容も多岐にわたることから、新規制基準</p>

	<p>に対応する工事を段階的に進めるため、分割して設工認を申請する。</p> <p><u>本設工認は、廃棄物管理施設の増設に関するものである。固体廃棄物減容処理施設は、新規制基準適合前の廃棄物管理事業変更許可により、設工認を第1回から第6回の分割申請を行い、認可を取得している。</u></p> <p><u>今回は、既認可の固体廃棄物減容処理施設に係る新規制基準に適合するための設工認として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の7第2項の規定に基づき、変更する手続きを行うものである。</u></p>	<p>に対応する工事を段階的に進めるため、分割して設工認を申請する。<u>また、新規制基準の適合性確認の完了までの廃棄物管理施設全体の工事及び本設工認の工事と全体の工事との関係は、別図-1の「新規制基準の適合性確認の完了までの廃棄物管理施設全体の工事フロー」に示すとおりである。</u></p> <p><u>なお、前述のとおり、設工認申請の対象は、廃棄物管理事業変更許可申請書の「廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類」で示した建家等であり、設工認の分割申請との関係は、別表-2の「廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類と分割申請」に示すとおりである。</u></p> <p><u>また、設工認申請の対象設備と「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」との関係は、別表-3の「廃棄物管理施設に係る設工認申請設備ごとの特定廃棄物管理施設の「技術基準」に関する規則一</u></p>
--	--	--

		<u>覧」に示す。</u> <u>本設工認では、固体廃棄物</u> <u>減容処理施設の設置について</u> <u>申請する。</u>
--	--	--

変更認可申請書の別紙を以下のとおり補正する。

頁	補正前	補正後
なし	(別紙)	(添付 別紙1のとおり 改める。)